

○国立大学法人筑波大学経営協議会規則

〔平成16年4月1日〕
〔法人規則第2号〕

改正 平成27年法人規則第35号
令和4年法人規則第13号

国立大学法人筑波大学経営協議会規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第19条の規定に基づき、経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学内委員の任期)

第2条 基本規則第15条第1項第4号の規定により学長が指名する委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(学外委員の任期)

第3条 基本規則第15条第1項第5号に規定する委員（以下「学外委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 学外委員は、再任されることができる。

(学外委員の任命手続)

第4条 学外委員を任命する場合における教育研究評議会の意見の聴取は、当該委員の候補者の略歴その他の資料を提示して行うものとする。

(学外委員の手当)

第5条 学外委員の委員手当は、会議出席1回当たり、20,000円とする。

2 前項の委員手当のほか、学外委員には、会議出席のために必要な経費を支払うものとする。

(会議の開催)

第6条 経営協議会を開催する場合には、経営協議会規程で定めるところにより、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を委員に通知しなければならない。

(議事)

第7条 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長の代理)

第8条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(学長解任の申出の発議に関する特例)

第8条の2 経営協議会は、学長選考・監察会議に対し、学長の解任の申出を発議することができる。

2 前項の学長解任の申出の発議に当たっては、前条の代理者が議長の職務を代行する。

3 学長解任の申出の発議に当たっては、議決に必要な数は出席委員の3分の2とする。

(委員以外の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、関係する役員及び職員を経営協議会に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(資料の提出請求)

第10条 委員は、経営協議会規程で定めるところにより、議事に関する資料の提出を議長に請求することができる。

(議案の提出)

第11条 委員は、経営協議会規程で定めるところにより、議案を提出することができる。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平27.6.25法人規則35号)

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令4.3.24法人規則13号)

この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。